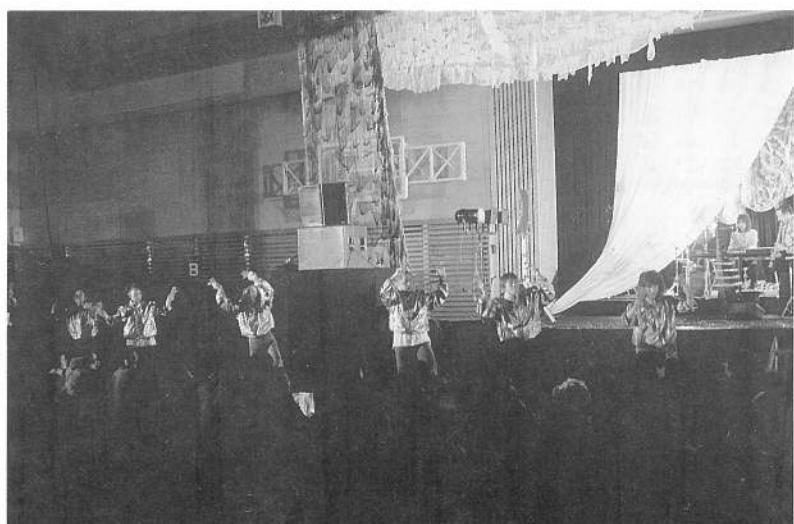


'97

No.318号 3月号



歌と踊りで会場を魅了

2/22 伊藤多喜雄
うみ やま
しかべ海・駒ヶ岳
コンサートより

YOSAKOIソーラン鹿部無双も踊りで一役!!

鹿部町長選挙 相澤町長が三選



就任あいさつ

今回任期満了に因る町長選挙にあたりましては、町民皆様のあたかいご理解とご支援を賜り、幸い無投票当選をさせていただきました。心から感謝とお礼を申し上げます。お陰をもちまして、二一世紀の新しい時代に橋渡しをする意義ある重要な時期に、三たび町政を担当することになりました。

新たな決意に燃えると共に、その責任の重大さをかみしめているところであります。選挙を通じて私は、皆様のご厚情に接し、また貴重なご意見を拝聴し、多くを学ぶことができました。このことは、私自身の何よりも得がたい財

産となり、今後の町づくりに対する一層の意識の高揚と励ましになりました。

今後は公約に掲げた諸案件を確実に実行することが、町民の負託に応える私の使命であります。町民各位のご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

これからも初心を忘れることがなく「清潔で公正な町民に開かれた町政の推進」を信条として、活力ある、個性豊かな町づくりをめざして、職員ともども全力をかたむける所存であります。

皆様のご健勝とご多幸をご祈念して、就任のごあいさつといたします。

鹿部町議会議員選挙 新しい町議会議員十四名決まる

任期満了に伴う町議会議員選挙は、二月四日に告示され五日間にわたる激しい選挙戦が繰り広げられ、二月九日に投票と開票が行われました。

今回の選挙では、十四名の定員に十五名が立候補し、少數激戦の中、次の方々が私たちの代表として選ばれました。

また、二月二十日、臨時議会が開催され、議会構成も次のとおり決定いたしました。

投票率89.53%



鹿部町監査委員(任期四年)
に川村裕司さん再任される。
(二月二十一日就任)

(3)

広報しがべ



総務経済常任委員会副委員長
盛田 鉄次 氏



総務経済常任委員会委員長
川原 勝美 氏



鹿部町議会副議長
兼 総務経済常任委員会委員
兼 議会運営委員会委員
千葉 光義 氏



鹿部町議会議長
佐藤 友一 氏



総務経済常任委員会委員
兼 議会運営委員会委員
伊藤 辰男 氏



議会運営委員会副委員長
兼 総務経済常任委員会委員
大沢 喜代治 氏



総務経済常任委員会委員
西谷 正昭 氏



総務経済常任委員会委員
笠原 賢 氏



民生文教常任委員会委員
小西 静夫 氏



民生文教常任委員会委員
兼 議会運営委員会委員
(議会選出 監査委員)
佐藤 佑一 氏



民生文教常任委員会副委員長
川村 清 氏



民生文教常任委員会委員長
野田 重毅 氏



民生文教常任委員会委員
竹ヶ原公勝 氏



議会運営委員会委員長
兼 民生文教常任委員会委員
佐藤 賴幸 氏



特別議会風景

広報しがべ

平成八年度(第14回)

鹿部町青少年健全育成 町民のつどい開催

去る、二月二八日、鹿部町青少年健全育成町民会議並びに鹿部町PTA連合会の主催により「鹿部町青少年健全育成町民のつどい」が中央公民館において開催されました。

今回の「町民のつどい」では、小中学生より寄せられた標語の入選作品の表彰式や全国的に知られているテレビ番組「ザザエさん」の夫役、フグタマスオの声優を務める増岡弘さんを招いての講演会も開催されました。

講演では、親しみ易い先生の人柄に加え、参加された父兄の方もステージ上に呼ばれる場面などもあり、ひときわ大きな笑いと歓声がわきおこつておりました。

講演終了後、父兄の方々に感想を聞いたところ「ユーモアたっぷりで笑いも多く、時間のたつのも忘れました」などの感想が数多く寄せられました。



来賓挨拶 鹿部町長



主催者挨拶 佐々木克三郎 氏



主催者挨拶 吉 康郎 氏



講師 増岡 弘 氏

入選標語

鹿部小学校5年1組 東 出 航
『リサイクル 自然のために がんばろう』

鹿部小学校6年1組 松 本 貴 一
『あいさつは 人のこころを ひらくもの』

鹿部中学校1年B組 福 地 絵季香
『挨拶は いい声 いい顔 いい気持ち』

鹿部中学校1年C組 伊 藤 開 人
『あいさつは 元気じるしの 良い子です』



松本 貴一くん



東出 航くん



伊藤 開人くん



福地絵季香さん

水道料金の消費税が 平成9年4月使用分 5月料金徴収時から 3%が5%に改定されます。



平成9年4月1日から消費税が3%から5%に改定されることに伴い給水装置工事費、水道料金及びメーター使用料の消費税も3%から5%に改定いたします。

なお、水道料金及びメータ一使用料の消費税は、平成9年4月使用分より適用されますが、5月請求分から3%が5%になりますので、よろしくお願いします。

金融機関窓口か役場水道課で「水道料金の自動払込依頼書」を提出していただくだけで手続きは完了です。是非、最寄りの金融機関か役場水道課で手続きのうえ、ご利用下さいますようお知らせ致します。

水道料金改定の お願 い

水道料金の 納入について

“口座振替による
料金納入に
ご協力を、

現在、水道料金の納入方法としては、郵便局・渡島信用金庫鹿部支店・鹿部漁業協同組合信用部からの口座振替、役場集金係による集金、本人が役場窓口で支払いする方法等により水道料金を納めていただいておりますが、下記金庫に預金口座をお持ちの方は、自動的に口座から納付することが出来ます。手数料もかかりませんし、忘れる事もなく便利で安全に納められます。

取扱金融機関

- 郵便局（全国共通）
- 渡島信用金庫鹿部支店
- 鹿部漁業協同組合信用部

手続きに必要なもの

- 預金通帳
 - 預金通帳に使用した印鑑
 - 郵便局の場合

払込先口座番号 02610-3-6186
 払込先加入者名 鹿部町水道事業会計
 払込日 每月25日
- ※渡島信金と鹿部漁協の払込日は毎月26日です。

3月2日 晴れわたった空の下、歩くスキーで体力づくり、楽しい一日を過ごす

歩くスキーを楽しむ会

カメラ・アイ



○ 参加されたチーム
渡島リハビリチーム
鹿部チーム
宮浜チーム
本別Aチーム
本別Bチーム

今大会では、日頃の練習の成果もあって全試合が接戦となり白熱戦のすえ、鹿部チームが優勝し、ゲートボールを通じ健康の増進と会員相互の交流を深めました。

去る、二月十八日、総合体育館において町内のゲートボールチーム五チームが参加し、トーナメント方式で熱戦が展開されました。

平成八年度 鹿部町老人クラブ連合会長林ゲートボール大会開催される

平成9年度犬の登録と狂犬病予防注射の実施について

狂犬病予防法により生まれてから91日以上たった犬は、登録と狂犬病予防注射を受けることが義務づけられています。

登録については、法改正により平成7年4月1日より犬の生涯に1回でよいことになり平成7年4月1日以降に登録した犬については必要ありません。

但し、狂犬病予防注射は従来と同様に年1回受けることが義務づけられています。

尚、実施日程は次のとおりとなっておりますので最寄りの場所へおいで下さい。

◇畜犬登録及び狂犬病予防注射日程

月 日	区 域	場 所	時 間
4月21日 月曜日	出来澗	出来澗会館前	午前9:10~ 9:30
	本 別	蓬萊谷商店前	9:40~ 9:50
	"	木村幸雄宅前	10:00~10:20
	"	高本吉弘宅前	10:30~10:50
	宮 浜	加藤正年宅前	11:00~11:20
	"	役場前	11:30~12:30
	"	家保水産前	午後1:30~ 1:50
	鹿 部	バス会社前	2:00~ 2:30
	"	鹿部第二集会場跡地前	2:40~ 2:50
大 岩	川村商店前		3:00~ 3:20
	"	大岩生活改善センター前	3:30~ 3:50

◎料 金 3,040円（注射料）

6,040円（登録料・注射料）

※上記日に実施できない場合は後日戸別扱いとなります。（料金別途徴収）

平成9年度道政モニター募集

道では、広く道民のみなさまから道政に関するご意見やご要望をお聴きし、よりよい北海道づくりの参考にさせていただく「道政モニター」を募集します。

応募資格 渡島支庁管内にお住まいの20歳以上の方（日本語の読み書きが十分にできる外国人を含みます）で、道政に対し積極的にご意見やご要望をお寄せいただける方（常勤の公務員、地方公共団体の議会議員を除きます）。

仕 事 道政についてのご意見、ご要望を文書やアンケートでお寄せいただくほか、支庁等で行なわれる会議に出席して、ご意見を述べていただきます。

委嘱期間 平成9年5月1日（予定）から平成10年3月31日まで

募集期間 平成9年4月1日から4月10日まで（10日必着）

応募方法 はがきに、氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、職業（具体的に）、道政モニター経験の有無、応募動機、外国人の場合は国籍を記載のうえ、渡島支庁まで郵送してください。

応募先、詳しいお問い合わせは、渡島支庁総務部総務課広報涉外係

☎040 函館市五稜郭町26番8号 ☎0138(51)9111 内線2117

までお願いします。

国民年金に加入されている皆さん

平成8年度分 年金保険料の 払い忘れはございませんか!!

現在まで、お支払いいただきました平成8年度分の国民年金保険料の納付案内書は、平成9年5月1日以降はご使用できません。

まだ、平成8年度分の保険料を納められていない方、又、納め忘れた方は4月30日(木)までにお支払い下さいますようお願いします。

国民年金 こんなときは、種別変更の手続きを



本人

職場の年金制度（厚生年金または共済組合）の加入者になると、国民年金の種別は、第1号被保険者から第2号被保険者に変わります。

被扶養配偶者

配偶者が職場の年金制度に加入すると、被扶養配偶者の国民年金の種別は第1号被保険者から第3号被保険者に変わります。



本人

退職して職場の年金の加入者でなくなると、国民年金の種別は、第2号被保険者から第1号被保険者に変わります。

被扶養配偶者

配偶者が退職して職場の年金の加入者でなくなると、国民年金の種別は第3号被保険者から第1号被保険者に変わります。



被扶養配偶者

結婚して厚生年金や共済組合員の被扶養配偶者となったときは、国民年金の種別は、第2号被保険者から第3号被保険者に変わります。なお、自営業者になったときは第2号被保険者から第1号被保険者に変わります。



本人

退職して職場の年金の加入者でなくなると、国民年金の種別は、第2号被保険者から第1号被保険者に変わります。

被扶養配偶者

配偶者が退職して職場の年金の加入者でなくなると、国民年金の種別は第3号被保険者から第1号被保険者に変わります。



自営業・農林漁業などの方と
その配偶者、20歳以上の学生

第1号
被保険者



職場の年金(厚生年金保険・
共済組合)に加入している方

第2号
被保険者



厚生年金や共済組合に加入の
第2号被保険者に扶養されている配偶者

第3号
被保険者

◆ 健康へのページ ◆

2月19日(木)中央公民館において、今年度最後のバンビ教室が開催されました。

バンビ教室は、お子さんと楽しく遊ぶ方法を覚えたり、お友達づくりをすることなどを目的として、4月から2か月に1回ずつ開催されました。教室では、お母さんとお子さんが一緒に外遊びをしたり、屋内でクリスマスリースやハガキなどを作ったりと、いろいろな遊びを楽しんできました。

今回は、今年度最後の記念として、1年間元気に参加してくれたお子さんに、終了証が手渡され、1年間で少しずつお兄ちゃん、お姉ちゃんへと成長した笑顔がみられました。

バンビ教室は、4月からも新しいメンバーを募集して開催する予定です。

詳細については、役場保健衛生課へお問い合わせ下さい。



平成8年12月のバンビ教室より

1月30日(木)に行われた3歳児健診で、次の9名のお子さんは、むし歯が1本もありませんでした。これからも歯みがきを頑張って、むし歯をつくらないようにしましょう。

✿ たいへんよくがんばりました✿



川村
奏ちゃん(鹿部)



中津
秋穂ちゃん(鹿部)



川口
幸哉くん(宮浜)



大村
文乃ちゃん(宮浜)

石郷岡朝美ちゃん(宮浜)



加藤
里穂ちゃん(宮浜)



長谷川浩太くん(宮浜)



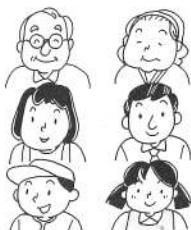
熊代
晴花ちゃん(宮浜)



浦
圭佑くん(本別)

4月の保健事業				16日(水)	食生活改善推進協議会総会 受付18:00~ 役場大会議室
2日(水)	ツベルクリン反応検査 受付13:30~14:00	総合体育館保健室	17日(木)	三種混合ワクチン予防接種 受付13:30~14:00	総合体育館保健室
4日(金)	ツベルクリン反応判定・BCG予防接種 受付13:30~14:00	総合体育館保健室	24日(木)	水産加工場健診 受付9:30~	総合体育館
8日(火)	赤ちゃん健診 受付13:30~14:00	総合体育館保健室	25日(金)	健 康 相 談 受付14:00~16:00	老人いこいの家
9日(水)	健 康 相 談 受付14:00~16:00	老人いこいの家	30日(水)	健 康 相 談 受付14:00~16:00	老人いこいの家

4月1日から消費税が変わります



「働き盛り世代」の所得課税の負担軽減と世代間の公平を目指した「税制改革」が行われています。所得税・個人住民税の減税が平成7年(度)から先行実施されるとともに、消費税が改正され、また、新たに地方消費税が創設されました。この改正は、平成9年4月1日から適用されます。主な改正点と地方消費税の概要は以下のとおりです。詳しくは、最寄りの税務署、税務相談室でお尋ねください。

〈消費税の改正〉 消費税率や中小事業者に対する特例措置などが改正されました。

① 消費税と地方消費税を合わせた税率が5%になります

平成9年4月1日以降に行われる取引きについては、消費税の税率が4%(現行3%)になります。また、新たに創設される地方消費税の税率は、消費税額の25%(消費税率換算で1%相当)になるので、消費税と地方消費税とを合わせた税率は5%になります。

●税額の1円未満の端数処理は5%を前提に行います……事業者の方々は、レジや請求書等の表示などを大幅に変更する必要はありません。税率については3%から5%に変更すればよく、税額の1円未満の端数処理も、5%を税率として行ってください。また、消費者の皆さんのが買物をする際の手間もこれまでと変わりません。

② 中小事業者に対する特例措置が改正されます

●事業者免税制度の見直し(基準期間のない法人の納税義務の免除の特例の創設)が行われます……その事業年度の基準期間がない法人(社会福祉法人を除く)のうち、その事業年度開始の日における資本または出資の金額が、1,000万円以上である法人(新設法人)については、その基準期間がない事業年度(課税期間)の納税義務は免除されません。

●簡易課税制度が改正されます

- (1)適用上限額が引き下げられます……仕入れにかかる消費税額の計算に当たり、現在、基準期間の課税売上高が4億円以下の事業者は、みなし仕入率を用いることができますが(簡易課税制度)、その適用上限額が4億円から2億円に引き下げられます。
- (2)みなし仕入率が5区分になります……平成8年度税制改正により、みなし仕入率が実態に合わせて4区分から5区分に改正され、不動産業、運輸通信業、サービス業のみなし仕入率は50%(現行60%)となります。

●限界控除制度が段階的に廃止されます……課税期間の課税売上高が、5,000万円未満の場合に納付税額が軽減される限界控除制度が廃止されます(平成8年4月1日から平成9年3月31日までに終了する課税期間および平成9年4月1日前に開始し、同日以後終了する課税期間については、一定の金額を限度とする経過的な措置があります)。

③ 仕入税額控除の適用要件が改正されます

仕入税額控除の適用要件として「帳簿及び請求書等」の保存が必要になります。仕入れの事実を記載した帳簿の保存に加え、請求書など取引きの事実を証明する書類(インボイス)の保存が仕入税額控除の要件となります。

④ 税率に関する経過措置が設けられています

今回の改正に当たり、旅客運賃、電気料金、ガス料金、観劇等の入場料などのうち、一定の要件を満たすものについては経過措置が設けられ、現行税率(3%)が適用されます。

〈地方消費税の創設〉 地方分権の推進や地域福祉の充実などを図るため、道府県税として、新たに地方消費税が創設されました。

●納稅義務者 消費税の納稅義務者が地方消費税の納稅義務者となります。

●課税標準 (1)国内取引(譲渡割)については、納付すべき、または還付されるべき消費税額が地方消費税の課税標準となります。
(2)輸入取引(貨物別)については、課税貨物にかかる消費税額が地方消費税の課税標準となります。

●税率 消費税額の25%(消費税率換算で1%相当)です。

●申告・納付 (1)事業者は、消費税と同一の申告書・納付書により、消費税と併せて同時に地方消費税を申告・納付することになります。
(2)地方消費税は道府県税ですが、納稅者の事務負担などを勘案して、国が消費税と併せて執行することになっています。



●消費税改正関係のタックスアンサーコード表●

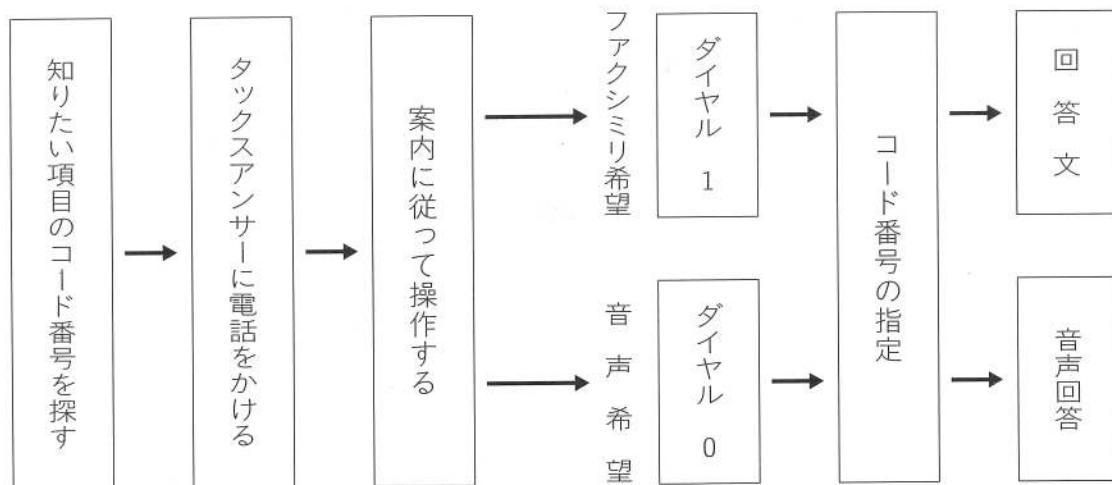
税に関する相談には、コンピューターが答える税金電話相談（タックスアンサー）が便利です。今回の消費税の改正関係については、次の項目が登録されていますので、ご利用ください。なお、タックスアンサーコード表は、税務署や市町村役場の窓口にも備え付けてあります。

コード番号	登録項目
1031	消費税の税率の引上げ
1032	基準期間がない法人の納税義務の特例
1033	簡易課税制度を適用できる事業者の改正
1034	やむを得ない事情により課税事業者選択届出書等の提出が間に合わなかった場合
1035	限界控除制度の廃止
1036	仕入税額控除をするための帳簿及び請求書等の保存
1037	中間申告を要する事前の課税期間の確定消費税額の引下げ
1038	外税方式により領収する場合の税額の1円未満の端数処理
1039	確定申告書等に添付することとなる書類
1040	消費税の改正に伴う税率に関する経過措置
1041	工事の請負等に関する経過措置
1042	資産の貸付けに関する経過措置
1043	地方消費税の概要

■主要なタックスアンサー電話番号（ファックスでのご利用もできます）

札幌 011-271-8855	富山 0764-42-3377	高松 0878-62-7799
山形 0236-42-2299	金沢 0762-24-1144	徳島 0886-54-7799
仙台 022-263-2299	福井 0776-24-7766	北九州 093-951-7733
大宮 048-647-4444	大阪 06-946-2222	福岡 092-475-2222
東京 03-3213-2222	神戸 078-321-1144	熊本 096-326-2222
横浜 045-641-2222	和歌山 0734-22-6677	大分 0975-37-7799
甲府 0552-27-1177	広島 082-222-7799	那覇 098-864-0022
名古屋 052-961-7799	山口 0839-23-8866	

■利用方法



子供（特に新入学（園）児）の交通事故防止

『かあさんか

出掛けに言つてた
気をつけて！』

四月は新入学（園）の季節。

小さな体に大きなランドセルを背負つて歩く姿はほほえましいですが、子供にとって新入学は、一人で社会に飛び出す第一歩。

そこには、いろいろな危険が待ち受けています。

特に、交通事故は危険度第一位。これまでも多くの命が奪われてきました。今年こそ悲惨な死亡事故をゼロにしたいのです。学校や住宅街周辺では、スピードを控え目に、いたわりの気持ちを持つて子供を交通事故から守りましょう。

森警察署

「春の全国交通安全運動」

期間 四月六日（日）から

四月一五日（火）まで

運動の重点

○子供（特に新入学（園）児）の高齢者の交通事故防止

○スピードの出しすぎ等無謀運転の防止
○シートベルト着用の徹底

お知らせ

函館陸運支局では、自動車のユーザーの皆様に対し、自動車の登録・検査手続きの案内やユーザー車検の予約を、ご家庭の電話やFAXからご利用できるテレホンサービスを始めます。

- 平成9年3月1日サービス開始
- テレホンサービス専用 (0138-49-6755)

- ・手続案内（24時間・年中無休）
- ・車検予約（8時半～17時まで、土・日・祝日を除く）

※予約は受検の7日前から前日まで受付けます。

北海道運輸局函館陸運支局（電話0138-49-5700）

ご寄附のお礼

・町社会福祉協議会へ

大村武さん（本別）から一

万円のご寄付がありました。

ご芳志通り有効に使わせていただきます。

本当にありがとうございます



熊川	氏名	おたんじょう
凌真	父	おめでとう
義弘	住所	
鹿部		

世帯と人口

平成9年2月28日現在
()は前月比です。

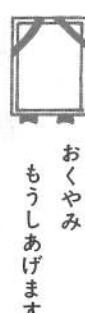
世帯数	1,499世帯	(-3)
男	2,382人	(-8)
女	2,436人	(-11)
計	4,818人	(-19)

戸籍の窓



町民のつどいで、増岡先生より「サザエさん」のセル画・台本等の贈呈がありました。

瓜青	石田	山岡	氏名
健	俊	ア	
祐	幸	キ	
五	六	七	享年
五歳	二歳	七歳	
大本	鹿	別	住所
岩			



おくやみ
もうしあげます